### 舞鶴市監査委員告示第4号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、舞鶴市監査基準に関する規程に準拠して財政援助団体等監査を行ったので、その結果を同条第 9 項、措置状況について同条第 14 項の規定により併せて公表する。

令和 4 年 11 月 25 日

舞鶴市監査委員 小谷 繁雄

舞鶴市監查委員 瀬野 淳郎

記

- 1 監査の対象(令和3年度事業に係る財務)
  - (1) 補助事業 シルバー人材センター事業費補助金 補助団体 (公社) 舞鶴市シルバー人材センター 所 管 課 高齢者支援課
  - (2) 指定管理事業 青葉山ろく公園

指定管理者 (一財)舞鶴市スポーツ協会

所 管 課 地域づくり支援課、スポーツ振興課、土木課

2 監査の着眼点

補助金等の財政的援助を受けている団体や公の施設の指定管理者が、財政的援助の目的に沿って事業活動を適正に行っているか、また、当該団体の所管課が、団体に対して適切に指導監督を行っているかどうかを着眼点として実施した。

3 監査の主な実施内容

上記の補助事業及び指定管理事業に関する財務及びこれに関係する市の財務について、あらかじめ求めた資料に基づき、関係書類の調査、照合等を行うとともに、関係職員等から追加資料・説明を求めるなどの方法で実施した。

- 4 監査の実施場所及び日程
  - (1) 実施場所 監査委員事務局等
  - (2) 日 程 ①補助事業 9月5日から10月19日まで ②指定管理事業 9月15日から11月9日まで
- 5 監査の意見及び結果
  - (1) 意見
    - ① 補助事業 舞鶴市シルバー人材センター事業費補助金 補助事業に係る財務は、正確に執行されており適正であった。
    - ② 指定管理事業 青葉山ろく公園

指定管理者の経営収支については正確であり、業務はコロナ禍ではあるが 適切に執行されているものと認められた。所管課は、指定管理者の報告や事 務について十分に確認を行い、協定書等に基づく指導に努められたい。

### (2) 結果

次の財政援助団体等監査結果報告書兼措置状況通知書のとおり

### 財政援助団体等監査 結果報告書兼措置状況通知書

- ・監査対象 補助事業 シルバー人材センター事業費補助金
- ・監査期間 令和4年9月5日~10月19日

# 措置の内容 監査の結果(指摘・要望事項) (回答) ○収支予算書及び計算書 実績報告時における収支計算書の予算額 補助事業者へ指導するととも が、交付申請時から変更されているが、変 に、適正な事務処理に努めます。 更に係る書類が提出されていない。 補助金等の交付に関する規則第8条(申 請書等記載事項の変更) に「補助事業者等 が第4条の規定により提出した申請書又は その添付書類に記載した事項を変更しよう とする場合には、変更の内容及び理由を記 載した書類を市長に提出してその承認を受 けなければならない。」とあるため、変更に 係る書類の提出が必要である。

- ・監査対象 指定管理事業 青葉山ろく公園
- ・監査期間 令和4年9月15日~ 11月9日

## 監査の結果(指摘・要望事項)

#### ○減免

- (1) グリーンスポーツセンターの 7月  $11\sim12$ 日 及び 10月  $22\sim23$ 日の使用料減免申請書が見当たらない。(パターゴルフ利用料金の減免は全て見当たらない。)
- (2) スポーツ振興課から、目的外使用に関し金額のない減免申請書が提出されており不適切である(公園部分)。一方でグリーンスポーツセンター等の施設については、同事業の使用料が入金されているが、整合性がない。
- (3) 月次報告書の減免した利用料金の額が、減免に係り収入した額等になっている。

減免額と利用料金の関係が明確となるよう、記録書類について指定管理者と協議し、正確な記録に努められたい。また目的外使用について、条例に基づき整理されたい。

### ○剰余金

専用口座通帳の当年度末残高は約939万円であり、収支報告において、当年度の収益の増加により未処分利益剰余金は約598万円である。コロナ禍ではあるが、剰余金について指導・検討されたい。

# 措置の内容(回答)

- (1)個人利用の減免対象者につきましては指定管理者が窓口で身体障害者手帳等を確認することで承認しているものです。(舞鶴市都市公園条例施行規則第17条第4項)
- (2)使用料減免申請等、適切な 事務処理に努めます。宿泊棟 については減免対象外のため 利用料を支払っております。
- (3)指定管理者に適切な記載方法を指導します。

スポーツ協会は、令和元年度から指定管理を受託していますが、初年度においては、企業努力により利用者数が増加し、その収益で施設維持管理や企画事業などに投資するなど施設運営に尽力いただいておりま

した。しかし、令和2年度から 始まる新型コロナウイルス感 染症の感染拡大により、利用者 数は激減しそれに伴う収入減 など先行不透明な中、施設維持 管理で本来実施すべきことが 出来なかったことや、支出節減 などを実施した結果、令和2年 度は前年に比べ多くの剰余金 が出た年でありました。令和3 年度においては、指定管理者と も協議し、単年度の剰余金は前 年令和2年度の5分の1程度 の大幅減になりましたが、令和 2年度に実施出来なかった、施 設維持管理や集客のための企 画事業などに経費を支出して いただいており、令和4年度に おいても、新型コロナウイルス の影響により、集客は減少して おりますが、令和3年度同様、 積極的に施設維持管理や集客 にための企画費等への投資を 行っていただいているところ

#### ○備品

協定書の別紙に規定の備品 I と市の備品台帳に整合性がない。また、指定管理者が購入した備品 (パソコン) について備品Ⅲとして協定書別紙に記載がない。市と指定管理者間で、備品が共通の認識となるよう指定管理者制度に関するガイドラインに沿って書類を整備されたい。

備品 I について、指定管理期間 が開始した平成 31 年度以降に 処分・購入したもののため、次 回指定管理期間が開始する際 に基本協定を更新します。

備品Ⅲについても次回指定管理期間が開始する際に記載するなど、適切な管理に努めます。